

# 労働基準監督署の重点指導項目

厚生労働省より、「平成24年度地方労働行政運営方針」が示されています。同方針はその年度の労働行政を運営するに当たっての重点施策が示されたもので、労働基準監督署が何を重点項目として、定期監督等の行政活動を展開しようとしているかが簡潔に示されています。今年度は、例年以上に労働基準監督署の対応の相談が増えているのを実感しています。以下、同方針の一部を加筆修正して概説します。

## ●労働基準行政の重点施策

(1) 経済情勢に対応した法定労働条件の確保等  
① 法定労働条件の履行確保等

特に、有期契約労働者については、監督指導、窓口相談等において使用者に対する指導を徹底する。

② 長時間労働の抑制のための監督指導等

長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、過重労働による健康障害を防止するため、**労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の規定の履行確保**を図る。これに付随して、時間外労働協定の適正な締結の指導および限度時間の遵守徹底等挙げられています。弊所の相談事案においても、殆どの事業所が指導対象となっています。

③ 賃金不払残業の防止

労働時間管理は適切に行われることが必要である。「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進する。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。いわゆる、「サービスクラス業」、「未払い残業」「名ばかり管理職」問題です。サービスクラス業を始めとする第三次産業は特にリスクが高いでしょう。

④ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営  
省略…

(2) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

① 外国人労働者、技能実習生

省略…

② 自動車運転者

自動車運転者については、依然として長時間労働の実態が認められることから、労働時間等の労働条件の確保に問題があると認められる事業場に対して的確な監督指導等を実施し、その遵守の徹底を図る。この業界は拘束時間が長いことに特殊性があり、「未払い残業」のリスクも非常に高く、**通達・指針を理解した上での労働時間管理の構築が重要**になってきます。

③ 介護労働者

介護労働者については、**介護事業者の指定について労働法の違反を欠格事項**とすること等を内容とする「改正介護保険法」が平成24年4月1日から施行されたことを踏まえ、引き続き計画的に監督指導を実施する。弊所においても介護事業者からの相談が昨年度と比べて倍増しています。24時間、365日の労働時間管理を適正に実施している事業所は非常に少ないのが現状です。特に、新規開業においては、労働契約全般の理解度が低いが目立ちます。

④ 派遣労働者

省略…

⑤ 医療機関の労働者

**夜間勤務を行う医療機関の労働者**については、依然として長時間労働の実態が認められること等を踏まえ、労働時間管理に問題があると考えられる事業場に対して、引き続き**確かな監督指導を実施**するなどにより、労働基準関係法令の遵守徹底を図る。入院施設がある医療機関は労働時間管理が複雑になります。弊所が対応した事案においても、「1ヶ月単位の変形労働時間制」を適切に運用している事業所は殆どありませんでした。**夜間勤務を当直扱い**にしている**事業所は非常にリスクが高い**ということを認識する必要があります。現在、労働基準監督署における当直の許可申請は、非常にハードルが高くなっています。実務的には、夜間勤務の対応は「労働時間」を前提に処理すべきと考えています。実務的ポイントとしては、夜間勤務での作業の棚卸しをしっかり行うことです。

⑥ パートタイム労働者

省略…

⑦ 障害者

省略…

## ●労働基準監督署の対応のポイント

労働基準監督署の調査が入り、問題点・改善点があると「是正勧告書」という行政指導の文書が交付されます。これには、改善の報告義務が課され提出期限も設定されます。指摘事項の中で、「直ぐにできること」と「時間をかけて解決すべきこと」を明確にし、**実現可能なスケジュールを立てる**ことが、対応へのファーストステップとして重要になってきます。是正勧告は「イエローカード」と認識すべきで、不正な対応、不誠実な対応は、時に「レッドカード(逮捕・送検)」という最悪なケースに発展することもあります。労働基準監督署の調査をポジティブに捉えて労働管理改善の機会と考えられる懐の深さが経営者層に求められているのではないのでしょうか。

赤井労務マネジメント事務所

社会保険労務士 赤井孝文

URL <http://www.0064.jp>